

入札監理小委員会における審議の結果報告

日本年金機構の国民年金保険料収納事業

日本年金機構の国民年金保険料収納事業について、当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 事業概要について

日本年金機構（以下、機構という。）が実施している国民年金保険料の収納業務のうち、保険料を納付期限内に納付しない者（滞納者）に対する電話や文書、戸別訪問等による納付督促業務、納付受託業務及び実施状況報告業務。

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「公共サービス改革法」という。）」の規定に基づき、平成 26 年度開始事業（現在、第 3 期目）及び平成 27 年度開始事業（現在、第 2 期目）を実施しているところである。

2. 事業の評価を踏まえた対応について

【論点 1】（実施要項 20 頁～22 頁、29 頁）

平成 27 年度における不正アクセス事案により納付督促業務を中止した経緯を踏まえ、機構及び事業者に対し、個人情報取扱いにおいては、より一層徹底した対応をとるよう求めた。

【対応】

個人情報の流出を防止するためのセキュリティー対策として、業務の履行場所・個人情報等を記載した媒体・届書等の取扱いにおける管理・教育・点検・監査を行うよう明確化。電子計算組織等にかかる安全管理措置として、インターネットから物理的または論理的に隔離し接続しないこと、アクセス権限の設定及び管理を徹底すること、ウイルス対策及びアクセス記録の監視、外部電磁的記録媒体との物理的又は技術的な接続制限等の措置を講ずることなどを求めることとした。

【論点 2】（実施要項 6 頁、43 頁～44 頁、46 頁、参考資料 1）

各契約地区によって質の達成状況が異なっており、原因の一つである地域差を考慮した達成目標を検討すること。

【対応】

各契約地区の各年金事務所単位で所得階層別の未納月数に応じた納付割合及び免除割合を勘案した加算率を適用することとした。

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点 1】（実施要項 9～10 頁、52 頁）

戸別訪問員の必須配置数見直しにおいて、訪問員を各年金事務所に 1 名を必須配置とし、残りを都府県配置とすることで事業者の創意工夫を促すものとしているが、事業者から提案を引き出すための方策について検討してはどうか。

【対応】

事業者が提出する企画提案書の技術評価の加点事項について新たに、「戸別訪問を担当する従事者の配置手法が、地域特性を加味した効率的かつ効果的なものであると評価できること」を追加した。

【論点2】（実施要項12頁）

資格要件の一つとして、過去3年以内に当該業務又は類似の業務を相当量完了した実績を有している者であることとしているが、定義として不明確であるため、明示方法を検討すべきではないか。

【対応】

指摘を踏まえ、「相当量」の記述を削除した。

4. パブリック・コメントの対応について

2月1日から2月14日までの間の意見募集を行ったところ、3者から17件の意見が寄せられた。意見等を踏まえ、誤記等の軽微な修正を行った。

以 上